

広島県情報公開・個人情報保護審査会(諮問 30(情)第 12 号)

第 1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が本件審査請求の対象となった行政文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 30 年 3 月 16 日、広島県情報公開条例(平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。)第 6 条の規定により、実施機関に対し、「審査請求人の娘が平成〇〇年〇〇月に発生した〇〇の水害で死亡したということで平成〇〇年〇〇月〇〇日に弔慰金を広島県と福山市から受け取りました。その弔慰金が支給されることになった理由がわかる文書」(以下「本件請求文書」という。)の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 7 条第 2 項及び第 13 条の規定により、行政文書存否応答拒否の決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成 30 年 3 月 30 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 30 年 6 月 6 日、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取り消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人の娘である特定個人が災害死(水害死)と認定されていたことが〇〇年を経た今も納得できない。いかにして弔慰金が頂けたのか道理の理解に苦しんでおり、広島県が弔慰金(災害死・水害死)を支給された根拠及び判断基準等となる条例・規則等を知りたい。

(2) 本件請求文書に関わる故人は審査請求人の親族であるので、応答するのが妥当である。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

条例第 13 条は、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できる場

合を例外的に規定しており、同条に規定する「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、「本来不開示情報の規定により保護すべき利益」が害されることとなる場合をいう。

そして、「存否を明らかにできない情報」とは、その趣旨からすれば、存否を答えるだけでプライバシー等を侵害することとなる個人に関する情報(条例第10条第2号)を開示することとなる情報等のことを指す。

弔慰金の支給に係る文書には、通常、死亡した者及び葬祭を行う者の氏名及び住所等が記載されており、これは、条例第10条第2号の「個人に関する情報」に該当する。

この点について、審査請求人は、本件請求に関わる故人は審査請求人の親族であるため、本件請求文書の存否について応答することが妥当であると主張するが、情報公開制度においては、開示請求者が誰であるかという個別的事情によって判断が変わるものではない。

したがって、本件請求文書については、条例第10条第2号に規定する不開示情報に該当するものであり、それが存在するあるいは不存在であると回答することにより、本来、不開示情報として保護すべき権利利益を害することになることから、条例第13条の規定により、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求文書について

本件請求文書は、特定個人が河川の水害で死亡したとして弔慰金が支給されることになった理由が分かる文書である。

これに対し、実施機関は、本件請求は特定個人の弔慰金の支給について行われたものであることから、本件請求文書の存否を明らかにすると、本来、不開示情報として保護すべき権利利益を害することになるとして本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求に対しては、当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示を回答し、存在しない場合は存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、行政文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼすことがある。

そこで、条例第13条は、行政文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる場合を例外的に規定している。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、

保護されるべき利益を損なうこととなる」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体を明らかにすることにより、本来、条例第 10 条の不開示情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいうものである。

(2) 存否応答拒否処分の妥当性について

本件請求に係る弔慰金について実施機関に確認したところ、弔慰金は広島県災害見舞金等支給要綱(昭和 62 年 4 月 21 日施行)第 7 条の規定により、福山市から広島県に提出された災害者名簿に基づき支給決定され、支給されたものであることがうかがわれ、当該災害者名簿には、死亡した者の「氏名」及び「住所」並びに葬祭を行う者の「氏名」、「続柄」及び「住所」を記載することとされている。

本件請求文書は、特定個人が河川の水害で死亡したとして弔慰金が支給されることになった理由が分かる文書であるが、本件請求文書の存否を明らかにすると特定個人がその親族の災害による死亡によって弔慰金を受給したかどうかという事実(以下「本件存否情報」という。)の有無を答えることと同じことになることと認められる。

この場合において、本件存否情報が条例上の不開示情報に該当するときは、本件請求文書の存否を明らかにすることにより不開示情報を開示することとなるので、以下、本件存否情報が条例上の不開示情報に該当するか否かについて検討する。

本件存否情報は、特定個人の親族の死亡や財産に関する情報であり、条例第 10 条第 2 号本文に規定する「個人に関する情報」であって特定個人を識別することができるものと認められる。さらに、本件存否情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書のイに該当するものとは認められず、かつ、同号ただし書のロ及びハに該当するものとも認められない。

そうすると、本件存否情報は、条例第 10 条第 2 号に規定する不開示情報であると認められ、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第 10 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなるため、これによって特定個人の保護されるべき利益が害されることになると認められる。

また、審査請求人は、本件請求文書に関わる故人は審査請求人の親族であり、応答するのが妥当であると主張するが、情報公開制度においては、開示請求の対象である行政文書が広く一般に公開されることを前提としており、不開示情報に該当するか否かの判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

以上のことから、実施機関が条例第 13 条の規定に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件処分は、妥当である。

3 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

実施機関が保有する本人情報については、広島県個人情報保護条例(平成 16 年広島県条例第 53 号)第 9 条の規定に基づき、本人が自己情報開示請求を行うことができるものであり、広島県情報公開条例に基づく行政文書の開示請求を行おうとする者に対しては、行政文書開示請求と自己情報開示請求の相違点等の説明を行い、理解を得ることが望ましい。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 12. 25	・ 諮問を受けた。
元. 6. 24 (令和元年度第3回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 7. 22 (令和元年度第4回第3部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授